

研究タイトル： 国際私法における公序概念



氏名：	佐々木 彩 / Sai SASAKI	E-mail：	saisasa@tomakomai-ct.ac.jp
-----	--------------------	---------	----------------------------

職名：	教授	学位：	修士(法学)
-----	----	-----	--------

所属学会・協会：	国際私法学会, 憲法学会, アジア法学会, 日本インドネシア法律家協会(JILA)
----------	--

キーワード：	国際私法, 準拠法, 渉外的私法関係, 公序概念, 法の適用に関する通則法
--------	---------------------------------------

技術相談 提供可能技術：	国際私法(家族法・財産法), 法学一般, 法学検定に関する内容
-----------------	---------------------------------

研究内容：

1. 「国際私法における公序概念」

ひとつの事案について渉外的要素が絡むとき、どこの国の法律を適用するか（どこの国の法律に準拠すべきか）を決める必要があります（準拠法選択の問題）、それを決定するのが、国際私法という法分野です。わが国の国際私法規定（主として「法の適用に関する通則法」）により準拠法として外国法を指定し適用した場合、その外国法を適用した結果がわが国の法秩序（公序）に反する場合には、当該外国法の適用を排除することができます（国際私法における公序の問題）。公序則を発動する基準である公序概念について、果たして、各国に共通する法秩序（公序概念）は存在するのか、比較法的研究を行っています。

2. 「アジア国際家族法における法秩序」

公序概念に関する研究の中、最近では、わが国と同じアジア圏にありながらも文化的・宗教的背景が異なる東南アジア諸国の国際家族法に関心を持っています。その中でも、世界最大のムスリム人口を抱えるインドネシアを中心に、アジアにおけるイスラム法の内容を考慮しつつ、検討を試みています。

最近の主要業績

- ・「インドネシア国際私法の諸相 - 婚姻に関する諸問題」『現代社会研究』第 20 号（2023）33-43 頁
- ・「我が国憲法上の婚姻の自由に関する若干の考察 - 令和 3 年 3 月 17 日札幌地裁判決を手掛かりとして -」『日本憲法学の理念と展望 - 憲法学会六十周年記念論文集 -』（成文堂、2022）159-179 頁
- ・「新中国家族法における法秩序 - 国際私法上の公序を手掛かりに -」『現代社会研究』第 19 号（2022）65-76 頁
- ・『法律学への案内（第 2 版）』共著（八千代出版、2021）
- ・「東アジア家族法における法秩序 - 中国家族法を素材として -」『現代社会研究』第 18 号（2021）69 - 78 頁
- ・「東南アジア家族法における法秩序 - インドネシアを素材として -」『現代社会研究』第 17 号（2020）15 - 24 頁
- ・「モロッコ王国国籍法（2007 年改正）の邦訳」（共訳）『戸籍時報』780 号（2019）19 - 31 頁

提供可能な設備・機器：

名称・型番(メーカー)

名称・型番(メーカー)	